

調達要求番号： 5KL91A60030

陸上自衛隊仕様書		
研修支援（宿泊及び各種手配等）	仕 様 書 番 号	
	教訓研本教－23	
	作 成	令和 7 年 7 月 16 日
	変 更	令和 7 年 7 月 日
	作成部隊等名	教育訓練研究本部教育部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部が実施する現地教育において使用する研修支援（宿泊、給食、移動及び各種手配等）（以下、この役務という。）の提供について規定する。

1.2 一般的事項

契約の相手方は、営業者が衛生的に調理加工し、製造された飲食物を提供する。

なお、この仕様書に規定していない事項は、契約相手方の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

この役務の内容は次のとおり。

a) 人員輸送

- 1) 航空機による輸送
- 2) バスによる輸送

b) 宿泊の手配

c) 喫食場所の予約に関する事項

d) 施設見学に関する事項

e) 添乗員の手配

f) Wi-fi ルーター（借上）の手配

2.2 人員輸送に関する事項

2.2.1 航空機による輸送

2.2.1.1 輸送期日及び輸送区間等

輸送期日及び輸送区間等は表 1 のとおり。

表 1－行動予定表

区分	期 日	輸送区間		人員 (名)	クラス等
		発地	経由地及び着地		
往路	10月19日（日）	羽田空港	シドニー空港	57	エコミークラス：57名
豪国内移動①	10月20日（月）	シドニー空港	陸軍司令部等 ～ホテル	63	バス移動の際、 留学生6名同席
豪国内移動②	10月21日（火）	ホテル	国防軍士官学校 ～戦争大学～	63	バス移動の際、 留学生6名同席

			ホテル		
豪国内移動③	10月22日(水)	ホテル	国防省～ 戦争記念館～ ホテル	63	バス移動の際、 留学生6名同席
豪国内移動④	10月23日(木)	ホテル	国立博物館等～ シドニー市内～ シドニー空港	63	バス移動の際、 留学生6名同席
復路	10月23日(木) ～10月24日(金)	シドニー 空港	羽田 空港	57	エコミークラス:57名

2.2.1.2 輸送条件

輸送条件については次のとおりであり、指定した時刻は、それぞれの空港における現地時間を示すものとする。

- a) 10月19日(日)羽田空港発の便は、22時前後に羽田空港を出発する便とし、翌朝20日(月)0800シドニー空港に到着する直行便とする。
- b) 10月23日(木)シドニー空港発羽田空港着の便は、羽田空港に10月24日(金)0700時までに到着する直行便とすること。
- c) すべての便において各人の預け入れ可能な荷物の重量は30kgとし、必要経費についてはこの役務に含むものとする。

2.2.1.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 航空券手配に必要な航空機搭乗者等の情報は、契約締結後、契約の相手方に監督官から提示する。
- b) この役務には、空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージ、空港税、国際観光旅客税等の必要経費を含むものとする。
なお、旅券については、官側が手配する公用旅券を使用する。
- c) 契約の相手方は、この役務のために手配した航空便が契約の相手方の責によらない天候等の理由により運航できなくなった場合、もしくは搭乗できなかった場合又は人員の変更が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議のうえ代替便の手配を行うこと。特に、10月23日(木)復路の航空便については、代替航空便の手配とともに状況に応じて宿泊施設の手配等についても契約担当官等と協議のうえ対応すること。

2.2.1.4 航空券の引渡し

契約の相手方は、10月9日(木)1100時までに受領検査官に航空券を引渡すこと。

2.2.2 バス等(借上)による輸送

2.2.2.1 輸送期日及び輸送区間等

輸送期日及び輸送区間は行動予定表(表1)に記載のとおり。

なお、行動予定に示している時間及び行き先は変動する可能性があることから、契約締結後に、監督官から契約の相手方に別途指示するものとする。

2.2.2.2 輸送条件等

輸送条件等は次のとおり。

- a) 借り上げる車両について、“バス”は63名が乗車できる大型バスを必要数準備する。

- b) バスは、“運転手 1 名付”とし、乗車予定人数（運転手を除く）が正座席に乗車可能であるとともに、大型のトランクを有しており、各人の荷物が格納可能であること。また、可能な限り車内に水洗トイレ、カーテンが備え付けられている車両を手配すること。
- c) バスの運行期間中は、添乗員 1～2 名を同行させること。
なお、添乗員の手配に関する事項は 2.6 項による。
- d) バスの運行に必要な一切の諸経費は、この役務に含まれるものとする。
- e) 天候等による運行時間及び経路の変更に対応できること。
- f) 契約の相手方は、契約締結後にバスの車種及び車両番号等の情報を監督官に提示すること。
- g) 任意保険に加入している運行会社の車両を手配すること。

2.2.2.3 任意保険に関する事項

契約の相手方は、契約締結後、速やかに加入している任意保険の補償内容（搭乗者傷害無制限）を監督官に提示し確認を受けなければならない。

2.3 宿泊の手配に関する事項

2.3.1 宿泊日及び宿泊場所等について

宿泊日及び宿泊場所等は行動予定表（表 1）のとおり。

2.3.2 宿泊場所の条件

宿泊場所の条件は次のとおり。

- a) 10月20日（月）から23日（木）に宿泊するキャンベラ市内の宿泊施設は、治安の良いエリアに所在するとともに、各研修場所やホテル等の移動に適切な場所に所在し、かつ、その近傍にバス乗降のための駐停車スペースを確保できること。
- b) 10月20日（月）から23日（木）までの間は、宿泊対象者が同一の宿泊場所に宿泊できること。
- c) 宿泊場所の規格等
宿泊対象者（57名）が宿泊可能でシングルルーム5名分、ツインルーム（対応困難であればシングルルーム）52名分の部屋を確保すること。
- d) 宿泊する部屋は、日本国内の一般的なビジネスホテルと同程度のセキュリティが確保できる部屋とし、努めて、まとまった配置とする。また、水洗トイレ、シャワー、ベッド、冷蔵庫、机、テレビ等一般的な設備を有していること。

2.3.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 宿泊の手配に必要な宿泊者の情報は、契約締結後、契約の相手方に監督官から提示する。
- b) 契約の相手方は、契約締結後速やかに、宿泊施設の所在地、部屋の規格、宿泊料が掲載されている宿泊場所のパンフレット等を監督官に提示し、確認を受けること。
- c) 宿泊料及び宿泊場所における朝食代は、この役務に含まれるものとする。
- d) 可能であれば日本語対応デスク設置（スタッフ在籍）とする。

2.4 喫食場所の予約に関する事項

喫食場所及び喫食日等の条件は次のとおり。

- a) 喫食場所については、宿泊するホテルまたは近隣のレストラン等とする。
- b) 10月20日朝食～24日の朝食の喫食と喫食場所を確保すること。
- c) 昼食は携行食（ランチボックス可）、状況により研修先近傍のレストラン等とする。
- d) 10月20日～23日の間、飲料水（1日500ml×4本／人）を確保し配布すること。

2.5 施設見学に関する事項

行動予定表（表 1）に含まれる施設入場料及び駐車場料金は、この役務に含まれるものとする。

2.6 添乗員の手配に関する事項

添乗員の手配に関する事項は次のとおり。

- a) 添乗期間については、入国（空港）から出国入国（空港）までの間とする。
なお、添乗期間中は可能な限り同一の者（1～2名）を手配することとし、やむを得ず添乗期間中に添乗員を交代させる場合は、その旨を同行する監督官に事前に報告し了承を得ること。
- b) 添乗員は日本語を理解し、日本語によるガイドが可能なこと。
- c) 添乗員は、添乗期間中に不測の事態が生じた場合は、監督官等の指示に従うこと。
- d) 添乗員に係る諸経費は、この役務に含まれるものとする。

2.7 Wi-fi ルーターの手配

2.7.1 借上期間及び数量

借上期間及び数量は、表 2 のとおり。

表 2－借上げ期間及び数量

借上期間	単位	借上数量
10月20日（月）～10月23日（木）	個	10

2.7.2 受領・返却に関する事項

2.7.2.1 受領方法

契約の相手方は、10月20日（月）シドニー空港到着後、速やかに監督官がバスの添乗員から受領できるよう手配すること。

2.7.2.2 返却方法

10月23日（木）シドニー空港到着時に、監督官からバスの添乗員へ返却する。

2.7.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) Wi-fi ルーターの容量については無制限とし、回線については4Gとする。
- b) オーストラリア国内で使用可能なものとする。
- c) Wi-fi ルーターの手配に必要な経費は、この役務に含まれるものとする。

2.8 供花の手配

2.8.1 期日及び数量等

期日及び数量等は表 3 のとおり。

表 3－期日及び数量等

期日	単位	数量	受 渡 場 所
10月21日（火） 1800 基準	個	1	宿泊ホテル内のロビー （献花22日の前日）

2.8.2 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 供花は生花の花環とする。
- b) 供花の規格は直径が60cm～80cmの間とし、花環の中央に、契約決定後に監督官から提

示する文字を記したカードを付けること。

- c) 供花の受渡し時間は、契約決定後に、監督官から契約の相手方に別途通知するものとする。
- d) 契約の相手方は、この仕様書で指定した供花の受渡し期日の**前日 1800 時**までに、監督官から受渡し時間及び場所について変更の要請があった場合 に対応できるものとする。
- e) 供花に係る諸経費は、この役務に含まれるものとする。

2.9 研修場所の予約・支払いの手配

2.9.1 期日及び数量等

期日及び数量等は表 4 のとおり。

表 4－期日及び数量等

期日	数量	研 修 場 所
10月23日（木）	57名分	国立博物館

2.9.2 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 監督官から提示する期日に研修場所の予約、支払い、場合によっては研修間の案内に対応するものとする。
- b) 研修に係る諸経費は、この役務に含まれるものとする。

3 品質保証

検査は、契約担当官等が定める検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

入札又は見積に参加するものは、宿泊施設名、場所、部屋等の概要を適宜の様式により、指定された期日までに契約担当官等に申請し、承認を受けるものとする。

4.2 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.3 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

陸上自衛隊仕様書		
研修支援（宿泊及び各種手配等）	仕 様 書 番 号	
	教訓研本教－24	
	作 成	令和 7 年 7 月 16 日
	変 更	令和 7 年 7 月 日
	作成部隊等名	教育訓練研究本部教育部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部が実施する現地教育において使用する研修支援（宿泊、給食、移動及び各種手配等）（以下、この役務という。）の提供について規定する。

1.2 一般的事項

契約の相手方は、営業者が衛生的に調理加工し、製造された飲食物を提供する。

なお、この仕様書に規定していない事項は、契約相手方の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

この役務の内容は次のとおり。

a) 人員輸送

- 1) 航空機による輸送
- 2) バスによる輸送

b) 宿泊の手配

c) 喫食場所の予約に関する事項

d) 施設見学に関する事項

e) 添乗員の手配

f) Wi-fi ルーター（借上）の手配

g) 査証（visa）の手配

2.2 人員輸送に関する事項

2.2.1 航空機による輸送

2.2.1.1 輸送期日及び輸送区間等

輸送期日及び輸送区間等は表 1 のとおり。

表 1－行動予定表

区分	期 日	輸送区間（基準）		人員 (名)	クラス等
		発地	経由地及び着地		
往路	10月25日（土）	羽田空港	～デリー空港～デリー近郊～ホテル	11	エコミークラス：11名
インド国内移動①	10月26日（日）	ホテル (デリー近郊)	デリー近郊（市内研修等）～デリー空港～コインバー	11	エコミークラス：11名 バス移動の際、留学生2名同席

			トル空港～コインバートル近郊～ホテル		
インド国内移動②	10月27日(月)	ホテル (コインバートル近郊)	～ウェリントン近郊～国防幕僚大学等～コインバートル近郊～コインバートル空港～デリー空港～ホテル	11	エコミークラス: 11名 バス移動の際、留学生2名同席
インド国内移動③	10月28日(火)	ホテル (デリー近郊)	～国立戦争記念公園～統合国防参謀本部等～デリー近郊～アグラ近郊～ホテル	13	バス移動の際、留学生2名同席
インド国内移動④	10月29日(水)	ホテル (アグラ近郊)	～空挺部隊施設等～アグラ要塞～タージマハル～アグラ近郊～ホテル	13	バス移動の際、留学生2名同席
インド国内移動③	10月30日(木)	ホテル (アグラ近郊)	～アグラ近郊～デリー近郊～在インド日本大使館等～デリー空港	13	バス移動の際、留学生2名同席
復路	10月30日(木)～10月31日(金)	デリー空港	羽田空港	11	エコミークラス: 11名

2.2.1.2 輸送条件

輸送条件については次のとおりであり、指定した時刻は、それぞれの空港における現地時間を示すものとする。

- a) 10月25日(土)羽田空港発(11時前後)の便は、デリー空港に到着する便であり、25日(土)16時～17時前後に到着する便とし、直行便とする。
- b) 10月26日(日)デリー空港発(15時前後)の便は、コインバートル空港に到着する便であり、26日(日)18時30分までに到着する便とすること。
- c) 10月27日(月)コインバートル空港発(18時以降)の便は、デリー空港に到着する便であり、27日(月)22時前後までに到着する便とすること。
- d) 10月30日(木)デリー空港発(20時前後)の便は、羽田空港に到着する便であり、10月31日(金)7時までに到着する便とすること。
- e) すべての便において各人の預け入れ可能な荷物の重量は30kgとし、必要経費についてはこの役務に含むものとする。

2.2.1.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 航空券手配に必要な航空機搭乗者等の情報は、契約締結後、契約の相手方に監督官から提示

する。

- b) この役務には、空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージ、空港税、国際観光旅客税等の必要経費を含むものとする。

なお、旅券については、官側が手配する公用旅券を使用する。

- c) 契約の相手方は、この役務のために手配した航空便が契約の相手方の責によらない天候等の理由により運航できなくなった場合、もしくは搭乗できなかった場合又は人員の変更が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議のうえ代替便の手配を行うこと。特に、10月31日(金)復路の航空便については、代替航空便の手配とともに状況に応じて宿泊施設の手配等についても契約担当官等と協議のうえ対応すること。

2.2.1.4 航空券の引渡し

契約の相手方は、10月17日(金)1100時までに受領検査官に航空券を引渡すこと。

2.2.2 バス等（借上）による輸送

2.2.2.1 輸送期日及び輸送区間等

輸送期日及び輸送区間は行動予定表（表1）に記載のとおり。

なお、行動予定に示している時間及び行き先は変動する可能性があることから、契約締結後に、監督官から契約の相手方に別途指示するものとする。

2.2.2.2 輸送条件等

輸送条件等は次のとおり。

- a) 借り上げる車両について、“バス”は13名が乗車できる大型バス1台とする。
- b) バスは、“運転手1名付”とし、乗車予定人数（運転手を除く）が正座席に乗車可能であるとともに、大型のトランクを有し各人の荷物が格納でき、可能な限り車内に水洗トイレ、カーテンが備え付けられている車両を手配すること。
- c) バスの運行期間中は、添乗員1名を同行させること。
なお、添乗員の手配に関する事項は2.6項による。
- d) バスの運行に必要な一切の諸経費は、この役務に含まれるものとする。
- e) 天候等による運行時間及び経路の変更に対応できること。
- f) 契約の相手方は、契約締結後にバスの車種及び車両番号等の情報を監督官に提示すること。
- g) 任意保険に加入している運行会社の車両を手配すること。

2.2.2.3 任意保険に関する事項

契約の相手方は、契約締結後、速やかに加入している任意保険の補償内容（搭乗者傷害無制限）を監督官に提示し確認を受けなければならない。

2.3 宿泊の手配に関する事項

2.3.1 宿泊日及び宿泊場所等について

宿泊日及び宿泊場所等は行動予定表（表1）のとおり。

2.3.2 宿泊場所の条件

宿泊場所の条件は次のとおり。

- a) 10月25日（土）及び27日（月）に宿泊するデリー市内の宿泊施設は、治安の良いエリアに所在するとともに、各研修場所やホテル等の移動に適切な場所に所在し、かつ、その近傍にバス乗降のための駐停車スペースを確保できること。
- b) 10月26日（日）に宿泊するコインバトール市内の宿泊施設は、治安の良いエリアに所在するとともに、各研修場所やホテル等の移動に適切な場所に所在し、かつ、その近傍にバス乗降

のための駐停車スペースを確保できること。

- c) 10月28日(火)及び29日(水)に宿泊するアグラ市内の宿泊施設は、治安の良いエリアに所在するとともに、各研修場所やホテル等の移動に適切な場所に所在し、かつ、その近傍にバス乗降のための駐停車スペースを確保できること。
- d) 10月25日(土)から29日(水)までの間は、宿泊対象者が同一の宿泊場所に宿泊できること。
- e) 10月26日(日)から30日(木)までの間における朝食は、宿泊場所において手配すること。
- f) 宿泊場所の規格等
宿泊対象者(11名)が宿泊可能なシングルルーム3名分、ツインルーム(対応困難であればシングルルーム)8名分の部屋を確保すること。
- g) 宿泊する部屋は、日本国内の一般的なビジネスホテルと同程度のセキュリティが確保できる部屋とし、努めて、まとまった配置とする。また、水洗トイレ、シャワー、ベッド、冷蔵庫、机、テレビ等一般的な設備を有していること。

2.3.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 宿泊の手配に必要な宿泊者の情報は、契約締結後、契約の相手方に監督官から提示する。
- b) 契約の相手方は、契約締結後速やかに、宿泊施設の所在地、部屋の規格、宿泊料が掲載されている宿泊場所のパンフレット等を監督官に提示し、確認を受けること。
- c) 宿泊料及び宿泊場所における朝食代は、この役務に含まれるものとする。
- d) 可能であれば日本語対応デスク設置(スタッフ在籍)とする。

2.4 喫食場所の予約に関する事項

喫食場所及び喫食日等の条件は次のとおり。

- a) 喫食場所については、宿泊するホテルまたは近隣のレストラン等とする。
- b) 10月25日昼食～30日の夕食の喫食と喫食場所を確保すること。(機内食がある場合は除く。)
- c) 昼食は携行食(ランチボックス可)、状況により研修先近傍のレストラン等とする。
- d) 10月25日～30日の間、飲料水(1日500ml×4本/人)を確保し配布すること。

2.5 施設見学に関する事項

行動予定表(表1)に含まれる施設入場料及び駐車場料金は、この役務に含まれるものとする。

2.6 添乗員の手配に関する事項

添乗員の手配に関する事項は次のとおり。

- a) 添乗期間については、入国(空港)から出国入国(空港)までの間とする。
なお、添乗期間中は可能な限り同一の者(1名)を手配することとし、やむを得ず添乗期間中に添乗員を交代させる場合は、その旨を同行する監督官に事前に報告し了承を得ること。
- b) 添乗員は日本語を理解し、日本語によるガイドが可能なこと。
- c) 添乗員は、添乗期間中に不測の事態が生じた場合は、監督官等の指示に従うこと。
- d) 添乗員に係る諸経費は、この役務に含まれるものとする。

2.7 Wi-fi ルーターの手配

2.7.1 借上期間及び数量

借上期間及び数量は、表 2 のとおり。

表 2 ー借上げ期間及び数量

借上期間	単位	借上数量
10月25日（土）～10月30日（木）	個	4

2.7.2 受領・返却に関する事項

2.7.2.1 受領方法

契約の相手方は、10月25日（土）にデリー空港到着後、速やかに監督官がバスの添乗員から受領できるよう手配すること。

2.7.2.2 返却方法

10月30日（木）デリー空港到着時に、監督官からバスの添乗員へ返却する。

2.7.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) Wi-fi ルーターの容量については無制限とし、回線については4Gとする。
- b) インド国内で使用可能なものとする。
- c) Wi-fi ルーターの手配に必要な経費は、この役務に含まれるものとする。

2.8 研修場所の予約・支払いの手配

2.8.1 期日及び数量等

期日及び数量等は表 3 のとおり。

表 3 ー期日及び数量等

期日	数量	研 修 場 所
10月29日（水）	11名分	アグラ要塞
10月29日（水）	11名分	タージマハル

2.8.2 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 監督官から提示する期日に研修場所の予約、支払い、場合によっては研修間の案内に対応するものとする。
- b) 研修に係る諸経費は、この役務に含まれるものとする。

2.8.3 査証（visa）の手配

査証の申請、支払い等の手配は予備用員2名を含み13名分対応するものとする。

その際、必要な個人情報等は監督官との調整により授受し、取扱いに留意するものとする。

契約の相手方は、10月17日（金）1100時までに監督官に査証を引渡すこと。

3 品質保証

検査は、契約担当官等が定める検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

入札又は見積に参加するものは、宿泊施設名、場所、部屋等の概要を適宜の様式により、指定された期日までに契約担当官等に申請し、承認を受けるものとする。

4.2 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.3 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

調達要求番号： 5KL91A60030

陸上自衛隊仕様書		
研修支援（宿泊及び各種手配等）	仕 様 書 番 号	
	教訓研本教－25	
	作 成	令和 7 年 7 月 16 日
	変 更	令和 7 年 7 月 日
	作成部隊等名	教育訓練研究本部教育部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部が実施する現地教育において使用する研修支援（宿泊、給食、移動及び各種手配等）（以下、この役務という。）の提供について規定する。

1.2 一般的事項

契約の相手方は、営業者が衛生的に調理加工し、製造された飲食物を提供する。

なお、この仕様書に規定していない事項は、契約相手方の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

この役務の内容は次のとおり。

a) 人員輸送

- 1) 航空機による輸送
- 2) バスによる輸送

b) 宿泊の手配

c) 喫食場所の予約に関する事項

d) 施設見学に関する事項

e) 添乗員の手配

f) Wi-fi ルーター（借上）の手配

g) 査証（visa）の手配

2.2 人員輸送に関する事項

2.2.1 航空機による輸送

2.2.1.1 輸送期日及び輸送区間等

輸送期日及び輸送区間等は表 1 のとおり。

表 1－行動予定表

区分	期 日	輸送区間（基準）		人員 (名)	クラス等
		発地	経由地及び着地		
往路	10月27日 (月)	羽田 空港	マニラ空港～日本大使館 研修～ホテル	30	エコミークラス：30名
比国内移動①	10月28日 (火)	ホテル	国防省～ 国軍教育訓練本部～ホテル	31	バス移動の際、 留学生1名同席

比国内移動②	10月29日 (水)	ホテル	国軍司令部～ 陸軍司令部～ 海兵隊司令部～ ホテル	31	バス移動の際、 留学生1名同席
比国内移動③	10月30日 (木)	ホテル	陸軍教育訓練ドクトリンコ マンド（タルラク）～ ホテル	31	バス移動の際、 留学生1名同席
比国内移動④	10月31日 (金)	ホテル	イントラムロス地区～ マニラ空港	31	バス移動の際、 留学生1名同席
復路	10月31日 (金)	マニラ 空港	羽 田 空 港	30	エコノミークラス：30名

2.2.1.2 輸送条件

輸送条件については次のとおりであり、指定した時刻は、それぞれの空港における現地時間を示すものとする。

- a) 10月27日（月）羽田空港発の便は、マニラ空港に到着する便であり、27日（月）13時～14時前後に到着する直行便とする。
- b) 10月31日（金）マニラ空港発羽田空港着の便は、羽田空港に10月31日（金）2000前後に到着する便とすること。
- c) すべての便において各人の預け入れ可能な荷物の重量は30kgとし、必要経費についてはこの役務に含むものとする。

2.2.1.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 航空券手配に必要な航空機搭乗者等の情報は、契約締結後、契約の相手方に監督官から提示する。
- b) この役務には、空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージ、空港税、国際観光旅客税等の必要経費を含むものとする。
なお、旅券については、官側が手配する公用旅券を使用する。
- c) 契約の相手方は、この役務のために手配した航空便が契約の相手方の責によらない天候等の理由により運航できなくなった場合、もしくは搭乗できなかった場合又は人員の変更が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議のうえ代替便の手配を行うこと。特に、10月31日（金）復路の航空便については、代替航空便の手配とともに状況に応じて宿泊施設の手配等についても契約担当官等と協議のうえ対応すること。

2.2.1.4 航空券の引渡し

契約の相手方は、10月17日（金）1100時までに受領検査官に航空券を引渡すこと。

2.2.2 バス等（借上）による輸送

2.2.2.1 輸送期日及び輸送区間等

輸送期日及び輸送区間は行動予定表（表1）に記載のとおり。

なお、行動予定に示している時間及び行き先は変動する可能性があることから、契約締結後に、監督官から契約の相手方に別途指示するものとする。

2.2.2.2 輸送条件等

輸送条件等は次のとおり。

- a) 借り上げる車両について，“バス”は31名が乗車できる大型バス1台とする。
- b) バスは，“運転手1名付”とし，乗車予定人数（運転手を除く）が正座席に乗車可能であるとともに，大型のトランクを有し各人の荷物を積載できる，可能な限り車内に水洗トイレ、カーテンが備え付けられている車両を手配すること。
- c) バスの運行期間中は，添乗員1名を同行させること。
なお，添乗員の手配に関する事項は2.6項による。
- d) バスの運行に必要な一切の諸経費は，この役務に含まれるものとする。
- e) 天候等による運行時間及び経路の変更に対応できること。
- f) 契約の相手方は，契約締結後にバスの車種及び車両番号等の情報を監督官に提示すること。
- g) 任意保険に加入している運行会社の車両を手配すること。

2.2.2.3 任意保険に関する事項

契約の相手方は，契約締結後，速やかに加入している任意保険の補償内容（**搭乗者傷害無制限**）を監督官に提示し確認を受けなければならない。

2.3 宿泊の手配に関する事項

2.3.1 宿泊日及び宿泊場所等について

宿泊日及び宿泊場所等は行動予定表（表1）のとおり。

2.3.2 宿泊場所の条件

宿泊場所の条件は次のとおり。

- a) 10月27日（月）及び31日（金）に宿泊するマニラ市内の宿泊施設は，治安の良いエリアに所在するとともに，各研修場所等の移動に適切な場所に所在し，かつ，その近傍にバス乗降のための駐停車スペースを確保できること。
- b) 10月27日（月）から31日（金）までの間は，宿泊対象者が同一の宿泊場所に宿泊できること。
- c) 10月28日（火）から10月31日（金）までの間における朝食は，宿泊場所において手配すること。
- d) 宿泊場所の規格等
宿泊対象者（30名）が宿泊可能なシングルルーム4名分、ツインルーム（対応困難であればシングルルーム）26名分の部屋を確保すること。
- e) 宿泊する部屋は，日本国内の一般的なビジネスホテルと同程度のセキュリティが確保できる部屋とし，努めて，まとまった配置とする。また，水洗トイレ，シャワー，ベッド，冷蔵庫，机，テレビ等一般的な設備を有していること。

2.3.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 宿泊の手配に必要な宿泊者の情報は，契約締結後，契約の相手方に監督官から提示する。
- b) 契約の相手方は，契約締結後速やかに，宿泊施設の所在地，部屋の規格，宿泊料が掲載されている宿泊場所のパンフレット等を監督官に提示し，確認を受けること。
- c) 宿泊料及び宿泊場所における朝食代は，この役務に含まれるものとする。
- d) 可能であれば日本語対応デスク設置（スタッフ在籍）とする。

2.4 喫食場所の予約に関する事項

喫食場所及び喫食日等の条件は次のとおり。

- a) 喫食場所については、宿泊するホテルまたは近隣のレストラン等とする。
- b) 10月27日昼食～31日の夕食の喫食と喫食場所を確保すること。
- c) 昼食は携行食（ランチボックス可）、状況により研修先近傍のレストラン等とする。
- d) 10月27日～31日の間、飲料水（1日500ml×4本／人）を確保し配布すること。

2.5 施設見学に関する事項

行動予定表（表1）に含まれる施設入場料及び駐車場料金は、この役務に含まれるものとする。

2.6 添乗員の手配に関する事項

添乗員の手配に関する事項は次のとおり。

- a) 添乗期間については、入国（空港）から出国入国（空港）までの間とする。
なお、添乗期間中は可能な限り同一の者（1名）を手配することとし、やむを得ず添乗期間中に添乗員を交代させる場合は、その旨を同行する監督官に事前に報告し了承を得ること。
- b) 添乗員は日本語を理解し、日本語によるガイドが可能なこと。
- c) 添乗員は、添乗期間中に不測の事態が生じた場合は、監督官等の指示に従うこと。
- d) 添乗員に係る諸経費は、この役務に含まれるものとする。

2.7 Wi-fi ルーターの手配

2.7.1 借上期間及び数量

借上期間及び数量は、表2のとおり。

表2－借上げ期間及び数量

借上期間	単位	借上数量
10月27日（月）～10月31日（金）	個	10

2.7.2 受領・返却に関する事項

2.7.2.1 受領方法

契約の相手方は、10月27日（月）にマニラ空港到着後、速やかに監督官が添乗員から受領できるよう手配すること。

2.7.2.2 返却方法

10月31日（金）マニラ空港到着時に、監督官からバスの添乗員へ返却する。

2.7.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) Wi-fi ルーターの容量については無制限とし、回線については4Gとする。
- b) フィリピン国内で使用可能なものとする。
- c) Wi-fi ルーターの手配に必要な経費は、この役務に含まれるものとする。

2.8 研修場所の予約・支払いの手配

2.8.1 期日及び数量等

期日及び数量等は表3のとおり。

表3 一期日及び数量等

期日	数量	研 修 場 所
10月31日（金）	30名分	サンアグスティン教会
10月31日（金）	30名分	サンチャゴ要塞

2.8.2 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 監督官から提示する期日に研修場所の予約, 支払い, 場合によっては研修間の案内に対応するものとする。
- b) 研修に係る諸経費は, この役務に含まれるものとする。

2.8.3 査証（visa）の手配

査証の申請, 支払い等の手配は, 予備用員2名を含み32名分対応するものとする。

その際, 必要な個人情報等は監督官との調整により授受し, 取扱いに留意するものとする。

契約の相手方は, 10月17日（金）1100時までに監督官に査証を引渡すこと。

3 品質保証

検査は, 契約担当官等が定める検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

入札又は見積に参加するものは, 宿泊施設名, 場所, 部屋等の概要を適宜の様式により, 指定された期日までに契約担当官等に申請し, 承認を受けるものとする。

4.2 秘密保全

契約の相手方は, 本契約の履行に当たり, 直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに, 別途利用, その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また, 本契約終了後も同様とする。

4.3 仕様書に関する疑義

契約の相手方は, この仕様書について疑義を生じた場合, 契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

陸上自衛隊仕様書		
研修支援（宿泊及び各種手配等）	仕 様 書 番 号	
	教訓研本教－26	
	作 成	令和 7 年 7 月 16 日
	変 更	令和 7 年 7 月 日
	作成部隊等名	教育訓練研究本部教育部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部が実施する現地教育において使用する研修支援（宿泊、給食、移動及び各種手配等）（以下、この役務という。）の提供について規定する。

1.2 一般的事項

契約の相手方は、営業者が衛生的に調理加工し、製造された飲食物を提供する。

なお、この仕様書に規定していない事項は、契約相手方の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

この役務の内容は次のとおり。

a) 人員輸送

- 1) 航空機による輸送
- 2) バスによる輸送

b) 宿泊の手配

c) 喫食場所の予約に関する事項

d) 施設見学に関する事項

e) 添乗員の手配

f) Wi-fi ルーター（借上）の手配

2.2 人員輸送に関する事項

2.2.1 航空機による輸送

2.2.1.1 輸送期日及び輸送区間等

輸送期日及び輸送区間等は表 1 のとおり。

表 1－行動予定表

区分	期 日	輸送区間（基準）		人員 (名)	クラス等
		発地	経由地及び着地		
往路	10月27日（月）	羽田 空港	ジャカルタ空港 ～ホテル	33	ビジネスクラス：1名 エコノミークラス：32名
尼国内移動①	10月28日（火）	ホテル	カリバタ英雄墓地～ 国軍司令部～ ～福祉友の会～ 陸軍参謀本部	34	バス移動の際、 留学生1名同席

			～ホテル		
尼国内移動②	10月29日（水）	ホテル	陸軍指揮幕僚大学 ～ホテル	34	バス移動の際、 留学生1名同席
尼国内移動③	10月30日（木）	ホテル	陸軍部隊等～ ジャカルタ軍管区司令部 ～ホテル	34	バス移動の際、 留学生1名同席
尼国内移動④	10月31日（金）	ホテル	海兵隊司令部～ 史跡等研修等～ ジャカルタ空港	34	バス移動の際、 留学生1名同席
復路	10月31日（金） ～11月1日（土）	ジャカル タ空港	羽 田 空 港	33	ビジネスクラス：1名 エコノミークラス：32名

2.2.1.2 輸送条件

輸送条件については次のとおりであり、指定した時刻は、それぞれの空港における現地時間を示すものとする。

- a) 10月27日（月）羽田空港発（10時以降）の便は、ジャカルタ スカルノハッタ空港に到着する便であり、27日（月）16時～18時前後に到着する直行便とする。
- b) 10月31日（金）ジャカルタ スカルノハッタ空港発（21時以降）の便は、羽田空港に11月1日（土）9時30前後までに到着する直行便とすること。
- c) すべての便において各人の預け入れ可能な荷物の重量は30kgとし、必要経費についてはこの役務に含むものとする。

2.2.1.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 航空券手配に必要な航空機搭乗者等の情報は、契約締結後、契約の相手方に監督官から提示する。
- b) この役務には、空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージ、空港税、国際観光旅客税等の必要経費を含むものとする。
なお、旅券については、官側が手配する公用旅券を使用する。
- c) 契約の相手方は、この役務のために手配した航空便が契約の相手方の責によらない天候等の理由により運航できなくなった場合、もしくは搭乗できなかった場合又は人員の変更が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議のうえ代替便の手配を行うこと。特に、10月31日（金）復路の航空便については、代替航空便の手配とともに状況に応じて宿泊施設の手配等についても契約担当官等と協議のうえ対応すること。

2.2.1.4 航空券の引渡し

契約の相手方は、10月17日（金）1100時までに受領検査官に航空券を引渡すこと。

2.2.2 バス等（借上）による輸送

2.2.2.1 輸送期日及び輸送区間等

輸送期日及び輸送区間は行動予定表（表1）に記載のとおり。

なお、行動予定に示している時間及び行き先は変動する可能性があることから、契約締結後に、監督官から契約の相手方に別途指示するものとする。

2.2.2.2 輸送条件等

輸送条件等は次のとおり。

- a) 借り上げる車両について，“バス”は34名が乗車できる大型バス1台とする。
- b) バスは，“運転手1名付”とし，乗車予定人数（運転手を除く）が正座席に乗車可能であるとともに，大型のトランクを有し各人の荷物を積載でき，可能な限り車内に水洗トイレ、カーテンが備え付けられている車両を手配すること。
- c) バスの運行期間中は，添乗員1名を同行させること。
なお，添乗員の手配に関する事項は2.6項による。
- d) バスの運行に必要な一切の諸経費は，この役務に含まれるものとする。
- e) 天候等による運行時間及び経路の変更に対応できること。
- f) 契約の相手方は，契約締結後にバスの車種及び車両番号等の情報を監督官に提示すること。
- g) 任意保険に加入している運行会社の車両を手配すること。

2.2.2.3 任意保険に関する事項

契約の相手方は，契約締結後，速やかに加入している任意保険の補償内容（**搭乗者傷害無制限**）を監督官に提示し確認を受けなければならない。

2.3 宿泊の手配に関する事項

2.3.1 宿泊日及び宿泊場所等について

宿泊日及び宿泊場所等は行動予定表（表1）のとおり。

2.3.2 宿泊場所の条件

宿泊場所の条件は次のとおり。

- a) 10月27日（月）夕から31日（金）朝（4泊）に宿泊するジャカルタ市内の宿泊施設は，治安の良いエリアに所在するとともに，各研修場所等の移動に適切な場所に所在し，かつ，その近傍にバス乗降のための駐停車スペースを確保できること。
- b) 10月27日（月）から31日（金）までの間は，宿泊対象者が同一の宿泊場所に宿泊できること。
- c) 10月27日（月）夕食から10月31日（金）夕食までの間における朝食は，宿泊場所において手配すること。
- d) 宿泊場所の規格等
宿泊対象者（33名）が宿泊可能なアップグレード1名分、シングルルーム4名分、ツインルーム（対応困難であればシングルルーム）28名分の部屋を確保すること。
- e) 宿泊する部屋は，日本国内の一般的なビジネスホテルと同程度のセキュリティが確保できる部屋とし，努めて、まとまった配置とする。また、水洗トイレ，シャワー，ベッド，冷蔵庫，机，テレビ等一般的な設備を有していること。

2.3.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 宿泊の手配に必要な宿泊者の情報は，契約締結後，契約の相手方に監督官から提示する。
- b) 契約の相手方は，契約締結後速やかに，宿泊施設の所在地，部屋の規格，宿泊料が掲載されている宿泊場所のパンフレット等を監督官に提示し，確認を受けること。
- c) 宿泊料及び宿泊場所における朝食代は，この役務に含まれるものとする。
- d) 可能であれば日本語対応デスク設置（スタッフ在籍）とする。

2.4 喫食場所の予約に関する事項

喫食場所及び喫食日等の条件は次のとおり。

- a) 喫食場所については、宿泊するホテルまたは近隣のレストラン等とする。
- b) 10月27日昼食～11月1日昼食の喫食と喫食場所を確保すること。
(10月27日昼、11月1日昼については、機内食がある場合は除く。)
- c) 昼食は携行食(ランチボックス可)、状況により研修先近傍のレストラン等とする。
- d) 10月27日～31日の間、飲料水(1日500ml×4本/人)を確保し配布すること。

2.5 施設見学に関する事項

行動予定表(表1)に含まれる施設入場料及び駐車場料金は、この役務に含まれるものとする。

2.6 添乗員の手配に関する事項

添乗員の手配に関する事項は次のとおり。

- a) 添乗期間については、入国(空港)から出国入国(空港)までの間とする。
なお、添乗期間中は可能な限り同一の者(1名)を手配することとし、やむを得ず添乗期間中に添乗員を交代させる場合は、その旨を同行する監督官に事前に報告し了承を得ること。
- b) 添乗員は日本語を理解し、日本語によるガイドが可能なこと。
- c) 添乗員は、添乗期間中に不測の事態が生じた場合は、監督官等の指示に従うこと。
- d) 添乗員に係る諸経費は、この役務に含まれるものとする。

2.7 Wi-fi ルーターの手配

2.7.1 借上期間及び数量

借上期間及び数量は、表2のとおり。

表2 一借上げ期間及び数量

借上期間	単位	借上数量
10月27日(月)～10月31日(金)	個	10

2.7.2 受領・返却に関する事項

2.7.2.1 受領方法

契約の相手方は、10月27日(月)にジャカルタ空港到着後、速やかに監督官が添乗員から受領できるよう手配すること。

2.7.2.2 返却方法

10月31日(金)ジャカルタ空港到着時に、監督官からバスの添乗員へ返却する。

2.7.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) Wi-fi ルーターの容量については無制限とし、回線については4Gとする。
- b) インドネシア国内で使用可能なものとする。
- c) Wi-fi ルーターの手配に必要な経費は、この役務に含まれるものとする。

2.8 研修場所の予約・支払いの手配

2.8.1 期日及び数量等

期日及び数量等は表3のとおり。

表3 一期日及び数量等

期日	数量	研 修 場 所
10月31日（金）	33名分	国立博物館
10月31日（金）	33名分	独立記念塔

2.8.2 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 監督官から提示する期日に研修場所の予約, 支払い, 場合によっては研修間の案内に対応するものとする。
- b) 研修に係る諸経費は, この役務に含まれるものとする。

3 品質保証

検査は, 契約担当官等が定める検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

入札又は見積に参加するものは, 宿泊施設名, 場所, 部屋等の概要を適宜の様式により, 指定された期日までに契約担当官等に申請し, 承認を受けるものとする。

4.2 秘密保全

契約の相手方は, 本契約の履行に当たり, 直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに, 別途利用, その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また, 本契約終了後も同様とする。

4.3 仕様書に関する疑義

契約の相手方は, この仕様書について疑義を生じた場合, 契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。